



特殊分類別在庫指数

大分県鉱工業指数作成要領(平成22年基準)

平成22年=100

Table with columns for Year, Category (ウ エ イ ト), and various financial indicators (最終需要財, 投資財, 資本財, 建設財, 消費財, 耐用消費財, 非耐用消費財, 生産財) and their indices. Includes sub-rows for monthly and quarterly data from 2020 to 2022.

1 基準時

平成22年を基準年とする。したがって、指数値は平成22年の平均を100.0とした比率で示され、ウエイトは平成22年の大分県の産業構造によることとなる。

2 分類

分類は、日本標準産業分類に基づく産業分類と、採用品目をその用途により在別に格付けした特殊分類の2方法による。

(1) 業種分類

業種分類は、日本標準産業分類に基づいているが、利用上の便宜から若干の組み替えを行っている。組み替えを行った主な点は、次のとおりである。

- ①「食料品製造業」と「飲料・たばこ・飼料製造業」を統合して「食料品工業」とする。
②「木材・木製品製造業」と「家具・装備品製造業」を統合して「家具・木材・木製品工業」とする。
③「化学工業」と「石油製品・石炭製品製造業」を統合して「化学・石油製品工業」とする。
④「ゴム製品製造業」と「その他の製造業」を統合して「その他製品工業」とする。
⑤「非鉄金属製造業」と「金属製品製造業」を統合して「非鉄金属・金属製品工業」とする。
⑥「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」及び「業務用機械器具製造業」を統合して「はん用・生産用・業務用機械工業」とする。
⑦「電気機械器具製造業」と「情報通信機械器具製造業」を統合して「電気・情報通信機械工業」とする。
⑧「家具・木材・木製品工業」、「印刷・関連業」及び「その他製品工業」を統合して「その他工業」を設ける。
⑨「なめし革・同製品・毛皮製造業」は系列を採用できないため、業種分類を設けない。

(2) 特殊分類

特殊分類は、鉱工業の採用品目を経済的な用途により分類したものであり、その定義は次のとおり。

- ①最終需要財 鉱工業又は他の産業に原材料として投入されない最終製品。ただし、建設財を含み、企業消費財を除く。投資財と消費財の合計。
・投資財 資本財と建設財の合計。
・資本財 主として家計以外で購入される財で耐用年数1年以上の財。
・建設財 建築用と土木用の合計。
・消費財 主として家計で消費される財。
・耐久消費財 耐用年数1年以上で比較的購入単価が高い財。
・非耐久消費財 耐用年数が1年未満、又は比較的購入単価が安い財。
②生産財 鉱工業及び他の産業に原材料として投入される製品。ただし、輸出用の中間生産物、企業消費財を含み、建設財を除く。

3 採用品目

採用品目は、基準年における付加価値の大きなものから、業種ごとに重要性、代表性、系列の信頼性資料収集及び調査継続の可能性、地域の特異性などを考慮して選定した。生産及び出荷指数の採用品目数は105品目、在庫指数の採用品目数は61品目である。

4 総合指数の算出

鉱工業指数における総合指数の算出については、基準年次の各品目の固定ウエイトで加重平均するラスバイレス方式が使用されている。

5 ウェイト

ウェイトは、生産指数については付加価値額ウエイト、出荷指数は出荷額ウエイト、在庫指数は在庫額ウエイトである。

ウェイトの算定にあたっては、「平成22年工業統計調査」、「経済産業省生産動態統計調査」等を基礎資料としている。ウェイトの計算は、まず各業種別のウェイトを算定し、ついで品目別のウェイトを算定するが、この際非採用品目のウェイトは原則として各業種ごとに採用品目ふくらしを行い、なめし革・同製品・毛皮製造業の採用系列のない業種については製造工業全体にふくらしを行っている。

6 季節調整

月次系列(原指数)には、自然的要因や制度的・社会的要因などから生ずる、1年を周期とした季節的な変動が含まれている。このような季節変動を取り除くために、過去の系列から季節変動のパターンを抽出し、これを季節指数として原指数の調整を行う。(原指数を季節指数で除して得られたものが季節調整済指数。)季節指数の算出には、センサス局法X-12-ARIMAを採用している。

7 指数計算

指数計算には、経済産業省が開発した新世代統計システム(地域システム)を使用している。